

2019年度後期分授業料免除の申請要領

「授業料免除申請のしおり」に記載していることとあわせて、以下の事項に注意してください。

1. 後期分授業料免除申請対象者

◆9月・10月入学者

◆年間申請受付後の復学者

◆年間申請受付後、主たる学資負担者の死亡・失職、災害等により家計が急変した者

※年間申請受付時期：在学生：3月中旬 新入生：4月上旬

◆日本学生支援機構給付型奨学金に伴う授業料免除申請希望者

（年間申請している人は再度申請の必要はありません。）

2. 申請書は、本人が提出するものとし、原則として代理人による提出は認めません。受付時、家計状況について詳しく質問しますので、必ず家族全員の収入状況を把握しておいてください。

3. 学力基準及び収入基準（授業料免除申請のしおり P7～9 に記載）を満たしていなければ免除の対象となりませんので確認の上、提出してください。

4. 申請書の提出受付期間等

受付日	受付時間	受付場所
9月25日（水）～10月3日（木）	9：00～17：00	学生生活支援課 授業料免除窓口 （図書館1階西）

注1 上記の受付日に提出できない者は、事前に学生生活支援課まで問い合わせてください。

注2 医学部2回生以上及び医学系研究科、農学部2回生以上及び農学研究科、連合農学研究科の学生は、当該学部等の指定する日に提出してください。

提出受付日終了後は一切提出を受け付けないので、期日を厳守すること。